

# ウクライナ復興支援・共創プラットフォーム運営要領

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は、ウクライナ復興支援・共創プラットフォームと称する。英名は Co-creation and Collaboration Platform for Ukrainian Reconstruction とする。

### 第2条（目的）

本会は、独立行政法人国際協力機構が設置運営し、ウクライナの復旧・復興に向けて日本の産官学による支援を一層推進するため、情報・ノウハウ・経験を共有し、共創・協働の機会を得るための「場」として、実務者間のネットワークを構築することを目的とする。

## 第2章 会員

### 第3条（会員資格）

本会の会員は、本会の目的に賛同し第5条の規定により入会を承認された、本邦の関係省庁、政府機関、大学／研究機関、民間企業／業界団体、市民社会、国際機関駐日事務所等の団体又は個人とする。ただし、当該団体及びその代表者、役員または実質的に経営を支配する者（以下「役員等」という。）又は当該個人が、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。各用語の意味は平成16年10月25日付け警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」（以降の改正を含む。）に準じる。以下「反社会的勢力」という。）に該当する場合又は反社会的勢力と不適切な関係を有すると認められる場合は、本会の会員となることはできないものとする。

### 第4条（会員の行動規範）

本会の会員が本会に関連する活動を行う場合には、我が国及び開発途上国の法令を遵守するものとする。

### 第5条（登録）

本会の会員登録を希望する団体又は個人は、所定の様式により会員登録申込書を本会事務局に提出し、独立行政法人国際協力機構の承認を得なければならない。

## 第6条（登録費及び会費）

登録費及び会費は徴収しない。

## 第7条（退会・除名）

1 会員は、本会の登録を解除しようとするときは、所定の様式により登録解除届を本会事務局に提出しなければならない。

2 会員が以下に該当する場合には、独立行政法人国際協力機構の決定により当該会員の本会への登録を解除することができる。

- （1）本会の名誉又は信用を傷つけたとき。
- （2）本運営要領に反する行為をしたとき。
- （3）反社会的勢力に該当すること又は反社会的勢力と不適切な関係を有することを疑うに足りる事情が明らかになったとき。
- （4）その他本会の会員として相応しくない事情があると独立行政法人国際協力機構が判断したとき。

3 団体である会員が解散等により消滅したとき又は個人である会員が死亡したときは、その時点をもって本会の登録を解除したものとみなす。

## 第3章 本会の活動

### 第8条（本会の基本的活動）

本会は、第2条の目的を達成するため、ウクライナの復旧・復興支援に関する次の活動を行う。

- （1）情報・経験の共有
- （2）連携事業、協働の促進に向けた協議・調整
- （3）国内外に対する発信
- （4）その他、本会の目的を達成するために必要な活動

### 第9条（全体会合（定例会））

1 本会は、原則として年1回、全体会合（定例会）を開催する。

2 全体会合（定例会）においては、本会の活動に関する方針・計画等に関する意見交換等を行うものとする。

#### 第10条（分科会）

本会は、会員の要望等に応じて、特定の地域・課題等を取組み対象とした分科会を設置することができる。また、分科会には、分科会の運営を行うために必要な活動を行う会員から成る委員会を置くことができる。

### 第4章 事務局

#### 第11条（事務局）

- 1 本会の事務局を独立行政法人国際協力機構に置く。
- 2 事務局は、JICA内の関係部署とも連携を図りつつ、次の役割を担う。
  - （1）ウクライナ復旧・復興支援に関する現状や課題に関する情報の収集と提供
  - （2）本会のウェブサイトの運営
  - （3）全体会合（定例会）、その他イベントの開催事務
  - （4）会員間の共同活動の促進・支援
  - （5）会員の登録等に関する事務
  - （6）その他、本会の運営を行うために必要な活動
- 3 事務局は、会員からの申し出があった場合、前項の役割の遂行において、当該会員の協力を得ることができる。また、事務局は、前項の役割の一部を他の機関に委託することができる。

### 第5章 改廃

#### 第12条（改廃）

本運営要領の改廃は、独立行政法人国際協力機構が行う。

附則 この運営要領は、本会の設立の日から施行する。